

川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則（案）

川越市川越市立図書館管理規則（昭和59年教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の一号を加える。

五 館長の許可なく管内の電源を使用しないこと。

第8条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

3 館長は資料の貸出しを受けようとする者が図書館利用カードの交付を受ける際、氏名及び住所を確認できる書類の提示を求めることができる。

第8条に次の1項を加える。

6 館長は、必要に応じて、図書館利用カードの交付を受けた者に対し、氏名及び住所を確認できる書類の提示を求めることができる。

第9条第2項を次のように改める。

2 図書館利用カードの交付及びその他の手続きについては、前条第2項、第3項及び第6項の規定を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。